別表六の二（三）付表三　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（三）付表三　連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結法人名		区分			・　・　～　・　・		・　・　～　・　・	
					試験研究費の総額に係るもの	特別試験研究費に係るもの	試験研究費の総額に係るもの	特別試験研究費に係るもの
					①	②	①	②
加入等及び離脱等以外の連結法人		前期繰越額	1		円	円	円	円
		当期控除額	2					
		前期繰越額	3					
		当期控除額	4					
		前期繰越額	5					
		当期控除額	6					
		前期繰越額	7					
		当期控除額	8					
		前期繰越額	9					
		当期控除額	10					
		前期繰越額	11					
		当期控除額	12					
		前期繰越額	13					
		当期控除額	14					
	小計	前期繰越額	15					
	小計	当期控除額	16					
加入等をした連結法人		事業年度又は連結事業年度	17		・　・　～　・　・		・　・　～　・　・	
		前期繰越額	18		円	円	円	円
		当期控除額	19					
		事業年度又は連結事業年度	20		・　・　～　・　・		・　・　～　・　・	
		前期繰越額	21		円	円	円	円
		当期控除額	22					
	小計	前期繰越額	23					
	小計	当期控除額	24					
合計		前期繰越額 (15)＋(23)	25			④	⑤	⑥
合計		当期控除額 (16)＋(24)	26					
合計		(25)の累積額	27		③	③＋④	③＋④＋⑤	③＋④＋⑤＋⑥

離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連結法人名	区分			・　・　～　・　・		・　・　～　・　・	
				試験研究費の総額に係るもの	特別試験研究費に係るもの	試験研究費の総額に係るもの	特別試験研究費に係るもの
	前期繰越額	28		円	円	円	円
	前期繰越額	29					
合計	前期繰越額	30					

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）